**大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領**

（趣旨）

第1条　この要領は、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）の入札について、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「規則」という。）の運用の第53条の3関係の1に規定する電子入札により行う場合に要する予定価格並びに低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格（以下「予定価格等」という。）の算出について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）税抜き設計金額　設計書、仕様書等により算定された当該建設工事等に要する費用の総額をいい、取引にかかる消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含まない金額をいう。

（２）予定価格　規則第57条第１項に規定するものをいう。

（３）予定価格算出基礎額　予定価格の算出の基礎となる金額をいい、税抜き設計金額を第７条の規定による端数処理（以下「端数処理」という。）により算出した額をいう。

（４）低入札価格調査基準価格　規則第57条第2項に規定する金額をいう。

（５）低入札価格調査基準価格算出基礎額　低入札価格調査基準価格の算出の基礎となる金額をいう。

（６）最低制限価格　規則第57条第2項に規定する最低制限価格をいう。

（７）最低制限価格算出基礎額　最低制限価格の算出の基礎となる金額をいう。

（８）失格基準価格　大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱（建設工事版）及び（測量・建設コンサルタント等業務版）第２条第９号に規定する失格基準価格をいう。

（９）失格基準価格算出基礎額　失格基準価格の算出の基礎となる金額をいう。

（予定価格の算出）

第３条　建設工事等の予定価格の算出は、次のとおりとする。

（１）入札執行後の公表（以下「事後公表」）という。）を行う建設工事等の予定価格は、予定価格算出基礎額を第８条の規定による処理（以下「ランダム係数処理」という。）により算出した額に消費税を加算したものとする。

（２）入札執行前の公表（以下「事前公表」という。）を行う建設工事等の予定価格は、予定価格算出基礎額に消費税を加算したものとする。

（建設工事の低入札価格調査基準価格の算出）

第４条　建設工事の低入札価格調査基準価格算出基礎額は、次の各号に定める額の合算額とする。ただし、その額が予定価格算出基礎額に10分の９.2を乗じて得た額を超える場合においては予定価格算出基礎額に10分の９.2を乗じて得た額とし、予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合においては予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額とする。

（１）税抜き設計金額を構成する直接工事費（以下「直接工事費」という。）の額に10分の9.7を乗じて得た額

（２）税抜き設計金額を構成する共通仮設費（以下「共通仮設費」という。）の額に10分の9を乗じて得た額

（３）税抜き設計金額を構成する現場管理費（以下「現場管理費」という。）の額に10分の9を乗じて得た額

（４）税抜き設計金額を構成する一般管理費等（以下「一般管理費等」という。）の額に10分の6.8を乗じて得た額

２　建築系工事（電気工事、管工事等を含む。以下同じ。）に係る低入札価格調査基準価格算出基礎額の算出については、前項第1号中「直接工事費」とあるのは「直接工事費の額から直接工事費中の現場管理費相当額を減じて得た額（以下「建築系工事直接工事費」という。）」と、同項第3号中「現場管理費」とあるのは「現場管理費の額と直接工事費中の現場管理費相当額との合算額（以下「建築系工事現場管理費」という。）」として同項を適用する。なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に10分の１を乗じて得た額とする。

３　プラント設備系工事に係る低入札価格調査基準価格算出基礎額の算出については、第１項第１号中「直接工事費」とあるのは「別表一により算出した直接工事費（以下「プラント設備系工事直接工事費」という。）」と、同項第２号中「共通仮設費」とあるのは「別表一により算出した共通仮設費（以下「プラント設備系工事共通仮設費」という。）」と、同項第３号中「現場管理費」とあるのは「別表一により算出した現場管理費（以下「プラント設備系工事現場管理費」という。）」と、同項第4号中「一般管理費等」とあるのは「別表一により算出した一般管理費等（以下「プラント設備系工事一般管理費等」という。）」として同項を適用する。

４　次の建設工事に係る低入札価格調査基準価格算出基礎額の算出については、第1項の規定にかかわらず、予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額とする。

（1）昇降機設備工事及び浴槽設備工事で、機器類の据付が主体であるもの

（２）交通信号機等製作工事で、機器類の製作が主体であるもの

５　前各項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合には、予定価格算出基礎額に10分の7.5から10分の9.2までの範囲で定める割合を乗じて得た額とすることができる。

６　建設工事の低入札価格調査基準価格の算出は、次のとおりとする。

（１）事後公表を行う建設工事の低入札価格調査基準価格は、前各項の規定により算出した低入札価格調査基準価格算出基礎額を端数処理により算出した額について、ランダム係数処理を行い、消費税を加算したものとする。

（２）事前公表を行う建設工事の低入札価格調査基準価格は、前各項の規定により算出した低入札価格調査基準価格算出基礎額を端数処理により算出した額に消費税を加算したものとする。

（建設工事の失格基準価格の算出）

第４条の２　建設工事の失格基準価格算出基礎額は、次の各号に定める額の合算額とする。ただし、その額が予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合においては予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額とする。

（1）直接工事費の額に10分の8.7を乗じて得た額

（2）共通仮設費の額の額に10分の７を乗じて得た額

（3）現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

（４）一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

２　建築系工事（電気工事、管工事等を含む。以下同じ。）に係る失格基準価格算出基礎額の算出については、前項第1号中「直接工事費」とあるのは「建築系工事直接工事費」と、同項第3号中「現場管理費」とあるのは「建築系工事現場管理費」として同項を適用する。

３　プラント設備系工事に係る失格基準価格算出基礎額の算出については、第１項第１号中「直接工事費」とあるのは「プラント設備系工事直接工事費」と、同項第２号中「共通仮設費」とあるのは「プラント設備系工事共通仮設費」と、同項第３号中「現場管理費」とあるのは「プラント設備系工事現場管理費」と、同項第4号中「一般管理費等」とあるのは「プラント設備系工事一般管理費等」として同項を適用する。

４　前各項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合には、予定価格算出基礎額に10分の7.5から10分の9.2までの範囲で定める割合を乗じて得た額とすることができる。

５　失格基準価格は、次のとおり算出するものとする。

（1）事後公表を行う建設工事の失格基準価格は、前各項の規定により算出した失格基準価格算出基礎額を端数処理により算出した額について、ランダム係数処理を行い、消費税を加算したものとする。

（２）事前公表を行う建設工事の失格基準価格は、前各項の規定により算出した失格基準価格算出基礎額を端数処理により算出した額に消費税を加算したものとする。

（建設工事の最低制限価格の算出）

第５条　第４条の規定は、建設工事の最低制限価格の算出について準用する。この場合において、同条中「低入札価格調査基準価格」とあるのは「最低制限価格」と、「低入札価格調査基準価格算出基礎額」とあるのは「最低制限価格算出基礎額」と読み替えるものとする。

（測量・建設コンサルタント等業務の低入札価格調査基準価格の算出）

第６条　測量・建設コンサルタント等業務の低入札価格調査基準価格算出基礎額は、次のとおり算出するものとする。

（1）別表二の業務種別の欄に掲げる業務の種類ごとに、税抜き設計金額を構成する費目の額に、同表に掲げる割合を乗じて得た額の合算額とする。ただし、その額が予定価格算出基礎額に10分の8（測量にあっては、10分の8.2、地質調査業務にあっては、10分の8.5）を乗じて得た額を超える場合においては予定価格算出基礎額に10分の8（測量にあっては、10分の8.2、地質調査業務にあっては、10分の8.5）を乗じて得た額とし、予定価格算出基礎額に10分の6（地質調査業務にあっては、3分の２）を乗じて得た額に満たない場合においては予定価格算出基礎額に10分の6（地質調査業務にあっては、３分の２）を乗じて得た額とする。

（2）前号の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合には、予定価格算出基礎額に10分の6から10分の8（測量にあっては、10分の6から10分の8.2、地質調査業務にあっては、３分の２から10分の8.5）までの範囲で定める割合を乗じて得た額とすることができる。

２　測量・建設コンサルタント等業務の低入札価格調査基準価格の算出は、次のとおりとする。

（1）事後公表を行う測量・建設コンサルタント等業務の低入札価格調査基準価格は、前項の規定により算出した低入札価格調査基準価格算出基礎額を端数処理により算出した額について、ランダム係数処理を行い、消費税を加算したものとする。

（2）事前公表を行う測量・建設コンサルタント等業務の低入札価格調査基準価格は、前項の規定により算出した低入札価格調査基準価格算出基礎額を端数処理により算出した額に消費税を加算したものとする。

（測量・建設コンサルタント等業務の失格基準価格の算出）

第６条の２　測量・建設コンサルタント等業務の失格基準価格算出基礎額は、次のとおり算出するものとする。

（1）別表三の業務種別の欄に掲げる業務の種類に、税抜き設計金額を構成する費目の額に、同表に掲げる割合を乗じて得た額の合算額とする。ただし、その額が予定価格算出基礎額に10分の６（地質調査業務にあっては、3分の２）を乗じて得た額に満たない場合においては予定価格算出基礎額に10分の６（地質調査業務にあっては、3分の２）を乗じて得た額とする。

（２）前号の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合には、予定価格算出基礎額に10分の６から10分の８までの範囲で定める割合を乗じて得た額とすることができる。

２　失格基準価格は、次のとおり算出するものとする。

（1）事後公表を行う測量・建設コンサルタント等業務の失格基準価格は、前項の規定により算出した失格基準価格算出基礎額を端数処理により算出した額について、ランダム係数処理を行い、消費税を加算したものとする。

（２）事前公表を行う測量・建設コンサルタント等業務の失格基準価格は、前項の規定により算出した失格基準価格算出基礎額を端数処理により算出した額に消費税を加算したものとする。

（測量・建設コンサルタント等業務の最低制限価格の算出）

第６条の３　第6条の規定は、測量・建設コンサルタント等業務の最低制限価格の算出について準用する。この場合において、同条中「低入札価格調査基準価格」とあるのは「最低制限価格」と、「低入札価格調査基準価格算出基礎額」とあるのは「最低制限価格算出基礎額」と読み替えるものとする。

（端数処理）

第７条　予定価格算出基礎額、低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格を算出する際の端数処理は、千円未満を切り捨てることにより行う。

２　前項の規定にかかわらず、第4条第1項ただし書（第５条において準用する場合を含む）の「予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合においては予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額」及び第4条の２第1項ただし書の「予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合においては予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額」並びに第６条第1項ただし書（第６条の３において準用する場合を含む）及び第６条の２第1項ただし書の「予定価格算出基礎額に10分の6（地質調査業務にあっては、3分の2）を乗じて得た額に満たない場合においては予定価格算出基礎額に10分の6（地質調査業務にあっては、３分の２）を乗じて得た額」の端数処理を行う場合は、千円未満を切り上げることにより行う。

（ランダム係数処理）

第８条　事後公表を行う建設工事等の予定価格等は、低入札価格調査基準価格算出基礎額、失格基準価格算出基礎額若しくは最低制限価格算出基礎額を端数処理により算出した額又は予定価格算出基礎額について、大阪府電子入札システム（以下「システム」という。）により無作為に発生させた乱数処理により算出した価格とするものとする。

２　前項のシステムによる価格の算出の具体的な方法等は、別に定める。

附　則

この要領は、平成23年１月20日から施行し、第４条及び第５条の規定は、平成23年４月１日以降の公告案件から適用する。

附　則

この要領は、平成23年７月１日から施行し、平成23年８月１日以降の公告案件から適用する。

附　則

１　この要領は、平成24年２月８日から施行し、平成24年２月15日以降に公告する平成24年度予算に係る案件から適用する。

２　平成24年３月31日までに公告する平成23年度予算に係る案件については、なお従前の例による。

附　則

この要領は、平成25年２月22日から施行し、同年４月１日以降の公告案件から適用する。

附　則

この要領は、平成25年８月30日から施行し、同年10月１日以降の公告案件から適用する。

附　則

この要領は、平成26年３月31日から施行し、同年４月１日以降の公告案件から適用する。

附　則

　この要領は、平成28年３月15日から施行し、同年４月１日以降の公告案件から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成28年４月28日から施行し、同年６月１日以降の公告案件から適用する。

　　　附　則

１　この要領は、平成２９年５月１日から施行し、同年６月１日以降の公告案件から適用する。

２　平成２９年５月３１日以前の公告案件については、なお従前の例による。

附　則

　この要領は、平成３１年３月２０日から施行し、同年４月１日以降の公告案件から適用する。

附　則

　この要領は、令和元年５月８日から施行し、同年５月３１日以降の公告案件から適用する。

附　則

　この要領は、令和２年２月２５日から施行し、同年４月１日以降の公告案件から適用する。

附　則

　この要領は、令和4年5月２日から施行し、同年６月１日以降の公告案件から適用し、同日前に公告する案件については、なお従前の例による。

別表一（第４条第３項関係、第４条の２第３項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 税抜き設計金額の構成費目 | プラント設備系工事における各構成費目に区分するもの |
| 直接工事費 | ・直接工事費  ・直接製作費  ・一般管理費等相当額を含む機器費については、当該機器費に１０分の６を乗じて得た額  の合算額 |
| 共通仮設費 | ・共通仮設費  ・間接労務費  ・一般管理費等相当額を含む機器費については、当該機器費に１０分の１を乗じて得た額  の合算額 |
| 現場管理費 | ・現場管理費  ・機器間接費、設計技術費、据付間接費  ・工場管理費（又は工場間接費）  ・一般管理費等相当額を含む機器費については、当該機器費に１０分の２を乗じて得た額  の合算額 |
| 一般管理費等 | ・一般管理費等  ・一般管理費等相当額を含む機器費については、当該機器費に１０分の１を乗じて得た額  の合算額 |

別表二（第６条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 業務種別 | 構成費目ごとの割合 | | | |
| 測　　　量 | 直接測量費の  10分の10 | 測量調査費の  10分の10 | 諸経費の  10分の4.8 |  |
| 地 質 調 査 | 直接調査費の  10分の10 | 間接調査費の  10分の９ | 解析等  調査業務費の  10分の8 | 諸経費の  10分の4.8 |
| 建設コンサルタント  （土木関係（新基準）※） | 直接人件費の  10分の10 | 直接経費  （積上分）の  10分の10 | その他原価の  10分の９ | 一般管理費等の  10分の4.8 |
| 建設コンサルタント  （土木関係（新基準）※を除く。） | 直接人件費の  10分の10 | 直接経費  （積上分）の  10分の10 | 技術経費の  10分の６ | 諸経費の  10分の６ |
| 補償コンサルタント  （「用地調査等業務費積算基準（案）」の適用業務） | 直接人件費の  10分の10 | 直接経費  （積上分）の  10分の10 | その他原価の  10分の９ | 一般管理費等の  10分の4.5 |
| 補償コンサルタント  （「用地調査等業務費積算基準（案）」の適用業務を除く。） | 直接人件費の  10分の10 | 直接経費  （積上分）の  10分の10 | 技術経費の  10分の６ | 諸経費の  10分の６ |
| 建築設計・監理  （設備を含む） | 直接人件費の  10分の10 | 技術料等経費の  10分の６ | 特別経費の  10分の10 | 諸経費の  10分の６ |

別表三（第６条の２関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 業務種別 | 構成費目ごとの割合 | | | |
| 建設コンサルタント  （土木関係（新基準）※） | 直接人件費の  10分の10 | 直接経費  （積上分）の  10分の10 | その他原価の  10分の９ | 一般管理費等の  10分の3.0 |

※土木関係（新基準）とは、「建設工事積算基準〔Ⅲ〕」、「建設工事積算基準〔Ⅳ〕」、「機械電気設備工事積算参考資料」（大阪府都市整備部が毎年度作成）及び「港湾請負工事積算基準」（国土交通省港湾局）を適用する業務及びこれに準じて見積により発注する業務をいう。